「サーキュラーパートナーシップEXPO2025」青森県ブースの運営管理・ 展示装飾業務企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、青森県が「サーキュラーパートナーシップEXPO2025」青森県ブースの運営管理・展示装飾業務を委託するにあたり、優れた企画提案を広く募集し、委託先候補者を選定するために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1)業務の名称

「サーキュラーパートナーシップEXPO2025」青森県ブースの運営管理・展示装飾業務

(2)業務の内容

別紙「『サーキュラーパートナーシップEXPO2025』青森県ブースの運営管理・ 展示装飾業務企画提案仕様書(案)」のとおり

(3)委託期間

契約締結日から令和8年1月30日(金)まで

3 委託の件数及び予算上限額

- (1) 件 数 1件
- (2) 予算上限額 3,000,00円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - ※ 委託契約額は、委託先候補者の選定後、青森県が委託先候補者から徴取した見積書の内容を精査し、予算の範囲内で決定する。したがって、企画提案額と委託契約額が同額にならないことがある。
 - ※ なお、対象経費は委託業務に直接関わる経費とする(施設整備や備品購入等に係る 経費のほか、飲食代その他事業と関連性が認められない経費は対象外)。

4 応募資格

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 国内に事業所等を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 当該業務を円滑に遂行するために必要な業務執行能力や経営基盤を有し、適正な経理 執行体制を有していること。
- (3) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む) や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の 下にある団体や個人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、青森県 における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による手続きを行っている者でないこと。

- (6) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) NPO法人については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく事業報告書等を提出していること。

5 応募方法

(1)提出書類

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 企画提案書(様式2)
- ウ 企画提案内容(様式3)
- 工 経費積算書(様式4)
- オ 応募者に関する資料
 - ・事業者の概要(会社案内や組織体制等)
 - ・直近2期分の決算報告書又はそれに類するもの

(2)提出方法

<参加申込書>

- ・上記5(1)アの提出書類を持参、郵送又はメールで1部提出すること。
- <参加申込書以外>
- ・上記5 (1) イ~オに掲げる提出書類を持参又は郵送により提出すること。 FAX又は電子メール等での応募は、受け付けない。
- ・提出部数は、4部(正本1部、副本3部)とする。
- ※ 持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日9時から17時までとする。

(3)提出期限

- ·参加申込書 令和7年8月6日(水)17時必着
- ·参加申込書以外 令和7年8月18日(月)17時必着

(4)提出先

「11 問合せ先・提出先」あてに提出すること。

(5) 留意事項

- ・企画提案は、1者につき1件とする。
- ・本企画提案競技の参加に要する経費については、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・提出期限後は、提出書類の内容を変更することはできない。
- 応募を辞退する場合は、辞退届(様式任意、A4版)を提出すること。
- ・応募資格を有しない者が提出した書類や提出書類の内容等に虚偽又は不正があった 場合は、無効とする。
- ・提出された書類の内容について、必要に応じて関係機関等に照会する場合がある。
- ・提出された書類は、原則として、青森県に対する情報公開請求の対象となる。

6 委託先候補者の選定方法等

(1) 審査の方法(書面審査)

- ・ 提出された書類について、下記6(2)の選定基準に基づき、総合的に評価し、最 も優れた企画提案を行った者を委託先候補者として選定する。
- ・ 企画提案者が1者となった場合も書面審査を行い、業務を適切に実施できると判断 される場合は、委託先候補者として選定する。
- なお、提出された書類の内容について、補足説明等を求める場合がある。

(2) 選定基準

ア 遂行能力

- ・ 類似展示会等における実績やノウハウ等の保有
- ・ 実施計画に応じた人員配置・体制整備
- ・ 経営基盤及び管理体制の状況 等

イ 実施内容

- 趣旨の理解度、企画・構成の具体性及び妥当性
- インパクトやデザイン性、期待される効果 等

ウ 経費の見積内容

- ・ 経費の内容及び積算の妥当性 等
- エ その他
 - ・ 積極性及び独自の創意工夫 等

7 選定結果の通知及び契約の締結

(1) 選定結果の通知

- 選定結果は、採否を問わず、提案者に対して書面で通知する。
- ・ なお、審査過程や選定結果に係る問合せや異議申立てには、応じない。

(2) 委託契約の締結

- ・ 青森県と委託先候補者において、企画提案書等を参考としながら、業務履行に必要 となる具体的な事項等の協議等を行うとともに、改めて委託先候補者から見積書を 徴取し、協議が調った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。
- ・ 仕様書について、両者合意の上で一部内容の変更を行う場合がある。
- ・ 契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)等の諸規程に基づき、締結する。

8 応募に関する質問の受付及び回答

(1)受付期限

令和7年8月5日(火)17時必着

(2) 質問方法

・ 質問票(様式5)に記入の上、下記の「11 問合せ先・提出先」あてに、電子メールで提出すること。

・ 原則として、記載方法や体裁などの一般的な事項を除き、口頭(電話連絡を含む。) による質問は、受け付けない。

(3)回答方法

- 質問票を提出した者あてに、電子メールで回答する。
- ・ なお、青森県において、公平性等の観点から、質問又は回答の内容が他の提案者に も知らせるべき内容等と判断される場合には、他の提案者に対しても同様の情報を 通知する。

9 スケジュール(予定)

令和7年7月29日 企画提案の募集開始

8月 5日17時 質問の受付期限

8月 6日17時 参加申込書の提出期限

8月18日17時 企画提案書の提出期限

8月下旬 書面審査、選定結果の通知

9月上旬 委託契約の締結

10 その他留意事項等

- (1) 本業務に要する経費は精算払いとし、業務が完了して委託者がその履行を確認した後に支払うものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり制作等された資料や画像等に係る著作権及び所有権並びに事業の成果等は、委託者に帰属する。
- (3) 受託者(再委託をした場合の事業者を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報の保護に関する条例(令和5年3月青森県条例第3号)等を遵守すること。
- (5) 本業務の取組状況や成果については、随時、青森県のホームページや広報紙等で公開する場合がある。
- (6) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときは、この限りでない。

11 問合せ先・提出先

〒030-8570青森県青森市長島一丁目1番1号(青森県庁・南棟4階) 青森県経済産業部 地域企業支援課 経営力向上グループ

電 話:017-734-9134

メール: kigyoshien@pref.aomori.lg.jp